

各地の取り組み－千葉県における植物防疫業務と農薬安全使用対策－

千葉県農林総合研究センター 病虫害防除課長 三平 東作

■千葉県農業の概要

千葉県は首都圏にありながら、温暖な気候と広い県土に恵まれ、県内各地で多彩な農業生産が行われている。

2012 年における農地面積は 127 千 ha、総産出額は 4,153 億円で全国第 3 位の農業県となっている。近年の国際化の進展、消費形態の変化、生産者の高齢化などの生産環境が大きく変化する一方、成田国際空港、千葉港等の物流拠点や東京湾アクアライン、圏央道などのインフラ整備が進み、千葉県では『新たな農林水産王国・千葉』と『農山漁村の活性化』を目指した農林水産業施策を展開している。

■沿革・組織

植物防疫法に基づき、1952 年、県下 12 か所に病虫害防除所が設置され、植物防疫業務を担当してきた。

その後の組織再編により 2007 年から、農業総合研究センター病虫害防除課が植物防疫業務を担当している。また、併せて農薬安全使用に関する指導取締も行っている。

現在、千葉、東葛飾、山武、長生、夷隅（いすみ）地域を管轄する本課（千葉市）に 7 名、印旛、香取、海匝（かいそう）地域を管轄する北総分室（香取市）に 3 名、安房、君津地域を管轄する南総分室（館山市）に 3 名を配置し、職員 13 名で県下全域の業務をカバーしている。

■業務の概要

(1) 病虫害発生予察業務

農業生産の安定を図るため、主要作物における病虫害の発生状況を調査し、調査データに基づき迅速な解析、予測を行い、病虫害発生情報を発表している。調査は水稻、普通作物、野菜、果樹、花き類など主要な農作物 16 品目を対象として、県内の約 500 地点で行っている。

調査データは定例の病虫害発生予察情報会議において検討され、病虫害発生予察情報として生産者、関係機関に提供している。平成 25 年度は水稻斑点米カメムシ、トビイロウンカの注意報を 2 報、トマト黄化病の特殊報を 1 報、ナシ黒星病ほか 3 病虫害について発生情報 4 報を発表した。



図 1 ナシ園における巡回調査

(2) 植物検疫事業

植物防疫法に基づく植物検疫業務については、横浜植物防疫所と協力し、国内で侵入が警戒される病虫害について青果市場や農産物集出荷施設、生産圃場等にトラップを設置するなどし、定期的に調査を行っている。本年度はミバエ類（36 地点）、コドリングア（6 地点）、アリモドキゾウムシ（10 地点）、火傷病（38 地点）、スイカ果実汚斑細菌病（10 地点）について調査を行っている。

侵入を警戒している病虫害が発見された場合には、直ちに国、県の行政部局と協力して「重要病虫害発生時対応基本指針」に基づき病虫害の防除やまん延を防ぐ適切な処置を実施する。

近年では 2009 年にジャガイモやせいもウイロイド（PSTVd）、2011 年にスイカ果実汚斑細菌病が発生し、対応に当たった。

(3) 病虫害防除指導業務

ヘリコプターによる航空防除は、2013 年では水稻作付面積の約 54%に当たる 31 千 ha で実施され、水稻の基幹防除となっている。本事業の推進に当たっては、安全対策会議を開催し、関係機関、農業団体と協力して安全かつ円滑な事業の推進を図っている。また、農薬安全使用基準の周知を図るための農薬危被害防止運動や病虫害防除員研修等を実施している。

(4) 農薬安全使用に関する指導取締

農薬取締法に基づく農薬販売届等の受理事務を行うとともに、県内の農薬販売所約 2,000 店に対し、年間 500 件の立入り検査、指導を実施しているほか、使用者に対する農薬の適正管理と安全使用の指導を行っている。

■今後の課題

地球規模での環境変化や物流量の増大に伴い、今後は検疫対象病虫害の発生増加が懸念されている。重要病虫害の発生に対しては「重要病虫害発生時対応基本指針」に基づき対応することとなっているが、迅速、的確な対応のためには関係機関との密接な連携が欠かせず、併せて対応マニュアル等の整備が望まれている。



図 2 水稻航空防除